

質問回答書

(業務名称) 2024-2026年度機材調達に係る仕様書作成・入札支援業務

(公告/公示日：2024年2月16日／調達管理番号：23a00828) について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.13、14	4. 業務内容 (1) 情報収集業務	「1) 価格調査」は「4) 価格調査」ではないでしょうか。また、「4) 安全保障輸出管理該非判定（予備審査）」、「5) 輸送可否に関する情報の確認」も、それぞれ「5) 安全保障輸出管理該非判定（予備審査）」、「6) 輸送可否に関する情報の確認」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「1) 価格調査」を「4) 価格調査」、「4) 安全保障輸出管理該非判定（予備審査）」を「5) 安全保障輸出管理該非判定（予備審査）」、「5) 輸送可否に関する情報の確認」を「6) 輸送可否に関する情報の確認」に訂正します。
2	P.16	4. 業務内容 (2) 仕様書作成業務 4) 仕様書作成に係るアドバイス	「仕様書作成に係るアドバイス（英文）」についての業務が記載されているものと理解しましたが、「別紙1 積算様式」には、「仕様書作成に係るアドバイス（和文）」もあります。 「仕様書作成に係るアドバイス（和文）」については、項目中の「英文」を「和文」と読み替えた内容と理解してよいでしょうか。 また、仕様書作成に係るアドバイス（和文）作成に必要な代理店等の見積書等の取付等についても、発注者側の使用者が準備するものと理解してよいでしょうか。	4. (2) 4) の見出しを「本部以外の国内・在外拠点による機材調達業務に対する仕様書作成に係るアドバイス」に変更します。英文での作成は、在外での調達に際しての支援の場合であり、和文での作成は本部または国内拠点における場合です。「別紙1 積算様式」の記載についても同様にご理解ください。発注者側で見積取り付けを行うのは、在外拠点における調達業務に対する支援の場合、となります。
3	P.21	5 成果品	成果品について「…上記4に記載する期限までに提出するほか、四半期ごとに成果品を発注者に提出する。」との記載がありますが、成果品の四半期ごとの再提出は必要でしょうか。 なお、意見招請の質問通番10では、都度提出する案件毎の成果品の四半期毎の再提出は不要とご回答いただきました。	5 成果品 の記載を次の通り変更します。「～上記4に記載する期限までに提出する。その他の成果品については、四半期ごとに発注者に提出する。」
4	P.21	5 成果品 (2) 仕様書作成業務	5) 技師派遣条件書の提出も、必要時のみでよいでしょうか。	必要時のみで結構です。
5	P.22	5 成果品 (2) 仕様書作成業務 9) 機材調達総括表作成のための参考積算	左記項目の「②機材仕様明細書（和文）参考銘柄の価格記載（電子データExcel版）」は成果品として提出する必要はありますか。 なお、意見招請の質問通番4では、「「調達機材総括表」に各アイテムの価格の記載が必要ですが、機材仕様明細書に価格の記載は不要です。」とご回答いただきました。	「調達機材総括表」に各アイテムの価格の記載が必要ですが、機材仕様明細書に価格の記載は不要です。当該箇所を「②機材使用明細書（和文）（参考銘柄含む）」に修正します。
6	P.46	附属書I 別紙 1. 打合簿の作成 (1)	契約書第5条に定義する監督職員、同第6条に定義する業務責任者とありますが、監督職員は第7条、業務責任者は第8条ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。監督職員は第7条、業務責任者は第8条に訂正します。
7	P.51	1. 社としての経験・能力等 (1) 類似業務の経験	「技術提案書作成にあたっての留意事項」として「当該業務に最も類似すると思われる実績（5件以内）」とありますが、「a) 類似業務の経験（一覧リスト）」と「b) 類似業務の経験（個別）」のいずれも記載する類似業務の件数は5件以内でしょうか。 「3 技術提案書の作成要領」（P.25）の「(1) 社としての経験・能力等」では類似業務の経験は、一覧リスト（様式1（その1））と個別（様式1（その2））の2つを提出することとなっています。	「b) 類似業務の経験（個別）」として記載する件数は5件以内としますが、「a) 類似業務の経験（一覧リスト）」に記載する件数は特に制限を設けておりません。